

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
課長補佐（動力・設備担当）

エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく昇降機の定期報告制度の運用につきましては、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）」（平成20年4月1日付け国住指第2号）等により通知したところですが、下記のとおりエスカレーターの定期報告制度の運用にあたっての留意事項をとりまとめましたので、執務の参考とされますようお願いいたします。

また、貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対してこの旨周知していただくようお願いいたします。

記

「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第283号。以下「告示」という。）別表第五の五に掲げる検査事項のうち、次の各号に掲げる検査項目に応じ、それぞれ当該各号に掲げる検査事項について、同表（に）欄に掲げる基準に該当すると判定されたエスカレーターの部分（以下「要是正部」という。）について、当該エスカレーターの設置状況等により直ちに是正することが困難である場合は、当面の措置として、当該要是正部に、人又は物の挟まれ、衝突又は転落（以下「挟まれ等」という。）の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等を防止するための対策を講ずることが考えられること。また、当該対策が講じられている場合には、告示別記第5号の検査結果表中「特記事項」に当該対策について記載するよう指導すること。

- 一 （二）転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間、外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間、ハンドレールから仕切板までの距離
- 二 （四）踏段上直部の障害物 障害物の状況

直ちに要是正部を是正することが困難である場合の当面の措置例について

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(に) 判定基準	不適合条件	当面の措置 (※)
一 (二) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が 140mm未満であること又は 200mmを超えていること。	140mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			200mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			100mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
	外側版及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間	外側版及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が 100mmを超えていること。	100mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			50mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールから仕切板までの距離が 50mm未満であること又は 150mmを超えていること。	50mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
150mm超			①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す	
二 (四) 踏段上直部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離 2,100mm以内に障害物があること。	2,100mm以内	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す 又は ③衝突時の衝撃の緩和

<当面の措置の具体例> ※個々の建築物の特性や利用者の特性に応じ、取るべき措置を勘案する。

- ① 危険個所を認識しやすくする ・・・目立つ色のテープを張る、等
- ② 利用者に注意を促す ・・・張り紙を掲示する、等
- ③ 衝突時の衝撃の緩和 ・・・緩衝材を設置する、事前に紙等の衝突しても衝撃の少ないものを同じ高さに掲示する、等